



お知らせ コーナー

「ご存じですか？」 道の「苦情審査委員」制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申立てができます。皆さんに代わって苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

窓口は北海道庁の道政相談センターまたは各総合振興局（振興局）総務課です。申立て方法や申立書様式、リーフレット等は北海道公式ホームページにも掲載していますので、苦情の申立てに必要な事項を記入し、窓口へ提出してください。郵送、ファックス、メールでも申立てができます。なお、電話や匿名での申立ては受け付けません。

※お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター

TEL..011-204-5523

年末調整手続の 電子化について

これまでの年末調整では、一連の流れを書面で行っていましたが、この一連の流れが電子化されると、従業員が控除証明書を電子データで受け取り、当該データに対応した専用ソフトにインポートすることにより、各種控除申告書をデータで作成し、メール等で勤務先へ提出することができるようになります。

- 勤務先のメリット
- ・ 保険料控除等の控除額の検算が不要
- ・ 年末調整関係書類の保管コスト削減

○従業員のメリット

- ・ 控除額等の記入・手計算が不要
- なお、国税庁では、控除証明書の電子データの取り込みから控除申告のデータ作成に対応した「年調ソフト」を各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。ぜひ、ご利用ください。

詳細については、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

※お問い合わせ先

函館税務署

TEL..0138-311-3171



(国税庁HP)

インボイス制度 説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。「制度について知りたい」という方は、説明会（無料）に是非ご参加ください。

説明会に関する情報は札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。



(国税庁HP)

また、YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。



(動画チャンネル)

※お問い合わせ先

函館税務署

TEL..0138-311-3171

9月は「健康増進普及月間」 です

生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、9月1日から30日までの1か月間を「健康増進普及月間」と定めています。

日頃の食事や運動などの生活習慣を見直し、ご自身や周囲の皆様の健康について考えてみましょう。

また、北海道では「ほっかいどう健康づくりツイッター」として健康づくりに関する情報発信をしておりますので、こちらもぜひ一度ご確認ください。

※お問い合わせ先

北海道渡島保健所企画総務課

TEL..0138-47-9012

